平成２２年（フ）第５３１号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目27番４―501号
債務者　平野　敏彦
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５９３号
奈良県生駒市東生駒１丁目77番地６　インペリアル402
債務者　休場　　玄
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
奈良市東九条町1424番地　北和県住１―503
債務者　原口　一夫
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６０８号
奈良県生駒郡斑鳩町小吉田２丁目９番６号
債務者　本多　光一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目411番地78、旧住所鳥取県鳥取市浜坂５丁目９番１―301号
県住１―301号
債務者　岡村　　泉（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
鳥取県鳥取市河原町佐貫916番地５
債務者　川口　忠輝
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３２号
鳥取県鳥取市桜谷667番地　コーポサクシード102号
債務者　坂根　和樹
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３７号
鳥取県鳥取市吉成南町１丁目13番８号
債務者　坂本　憲司
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３８号
鳥取県鳥取市吉成南町１丁目13番８号
債務者　坂本　光子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１０号
島根県八束郡東出雲町意宇南５丁目１番地６　レオネクストＭｉｋａｚｕ―104号、前住所松江市宍道町白石168番地１
債務者　飛田かほり
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８５号
愛媛県東温市樋口1167番地
債務者　西村　重幸
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５０号
愛媛県松山市石手４丁目２番57号
債務者　栗生八寿子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５１号
愛媛県松山市井門町６番地
債務者　宮田　幸満
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５７３号
愛媛県松山市南江戸４丁目６番６号　コーポモニカ105号
債務者　武内　　充
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５７９号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地14棟11号
債務者　藤田　祐治
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５８２号
愛媛県松山市古川南１丁目21番８号　シェーン・ヴィラ301号
債務者　隅川　直美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８５号
愛媛県今治市喜田村５丁目３番７号、旧住所愛媛県今治市桜井２丁目３番16号
債務者　新見　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第８６号
愛媛県今治市喜田村５丁目３番７号、旧住所愛媛県今治市桜井２丁目３番16号
債務者　新見　桂子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松山地方裁判所今治支部